



日本弁理士会 副会長
吉井 剛

継続研修未受講

今月のことば

monthly word

1 奥山会長の下で、平成23年度副会長を務めさせて頂く吉井剛と申します。

新潟県長岡市に事務所があり、弁理士会には新幹線で日帰りしておりますが、東京に泊まることも月に数回あります。現在、週3回程度、弁理士会に出向いており、これからは、おそらく泊まる回数は増えていくものと思います。大阪、名古屋の副会長同様、結構大変です（地方出身の副会長独自の大変さについては次の機会にお話しさせて頂きたいと思います。）。

2 私は意匠委員会及び会員関係を担当しております。

意匠委員会はこれまで数年在籍したことがありますし、意匠の実務はこれまで結構携わってきましたので、悩みはそれほどなく、とりあえず順調に進んでいると思っております。

しかし、会員関係は私の予想と全く異なり、また、処理しなければならない案件も多く、執行理事の和田弁護士と二人でそれなりに苦勞をしております。

3 今回は、この会員担当の私にとって現時点において、色々な意味においてかなりウエイトをしめる「継続研修未受講」の問題について少しご説明させて頂きます。

(1) ご存知のとおり平成20年4月から、会員は所定単位数の研修を受ける義務が課せられた訳ですが（弁理士法第31条の2、同施行規則第25条、但し同第26条において同義務が免除・軽減されている会員は除く。）、この義

務が履行出来なかった場合、どうなるかです。

(2) 例えば、平成21年3月末までに所定単位数の研修を履行しなかったAグループの会員は、平成21年4月1日において、「継続研修未受講者」となります。

この後、会長から「受講しなさい」との受講勧告がなされ、そのあと、種々の手続き（例えば受講出来ない理由の説明を聞くなど）を経て、同年末頃若しくは年明け早々に継続研修という会員の義務を履行しなかった「義務不履行者」として確定することになります。

その後は、通常の手続き、即ち、この「継続研修受講義務」に違反した「義務不履行者」は、会則第49条の「会員が法若しくは法に基づく命令又は会則若しくは会令に違反した場合」に該当し、綱紀委員会へ送られ（会則第51条）、綱紀委員会において前記「義務不履行」の事実があったか否かの調査が行われ、あったとなれば審査委員会へ送付され（会則第52条）、審査委員会において処分の方法が決定し（会則第49条第2項）、その後処分の執行が行われるということになります（会則第53条）。

具体的には、前記Aグループの場合、最終的に審査委員会において8人の会員に対して「戒告処分」がなされ、平成22年秋頃、この処分は執行されました。

4 以上の事実を踏まえ、会員の皆様も是非、次の点、考えて頂きたいのです。

(1) 現在、Bグループの「義務不履行者」に対する前記手続きが綱紀委員会、審査委員会で行われている。Bグループの「義務不履行者」の人数はAグループとほぼ同じである。

また、平成23年4月1日におけるCグループの「継続研修未受講者」の人数は、やはり減少していない。

3月末日に「継続研修未受講者」となるまでに研修所の責任で当該会員に「受講して欲しい」と数回手間をかけて連絡をしているにも拘わらず、「継続研修未受講者」の数は減少しない。

(2) 継続研修制度が作られたとき、未受講者が出た場合、その対処をどうするかは決まっていなかったため、現在、この未受講者に対して前記した綱紀委員会及び審査委員会を経る手続きで対処している。

従って、処分までに相当な時間を要している（前記した綱紀委員会及び審査委員会を経る手続きのため、それなりの時間を要する。なお、「義務不履行」の事実の有無は、受講したか否かという単純な事実の有無にすぎない）。

なお、綱紀委員会に係属すると、処分の手続きが終了するまでは当該会員の弁理士登録を抹消できず（会則第54条）、従って、綱紀委員会に係属したら原則的には処分を受けてしまうことになる。

(3) 会員の中には、『継続研修は弁理士法第31条の2に定められた法律上の義務であり、それを怠った者は、会則第49条に違反の所謂「悪い行為をした会員」と同視しても差し支えない。「未受講」の事実の有無は簡単に確認できるのであるから、「未受講者」に対する処理はもっと機械的に且つ迅速に行うべきである。』という意見を持つ者がいる一方、『や

はり、継続研修受講義務違反をした会員と、所謂「悪い行為をした会員」とは同視できず、継続研修未受講の会員が戒告処分を受けるのはいかがなものか』という意見を持つ者もいる。

(4) 最終的に処分の執行が行われても、受講義務が免除される訳ではなく、処分の執行から6カ月経過時点で受講が未だ完了していない場合、再び「義務不履行者」ということになり、再び前記同様、綱紀委員会及び審査委員会を経て処分が決定される。この場合、2回目の処分になるため、前回同様、「戒告」で良いか否かという問題が生じる。この問題は前記Aグループで戒告処分を受けた会員について直ちに生じる。

(5) 継続研修の中には必ず受講しないとけない所謂「必修科目」があり（会則第57条）、必修科目未受講の場合にも同様の問題が生じ、この必修科目未受講者も考えると（平成23年3月末日で約50人の「必修科目未受講者」が生じ、前記した所定の手続きが開始される。）、前記綱紀委員会及び審査委員会を経るこれまでの処分手続きでは、その処分対象人数が多過ぎ、耐えられないのではないかと問題がある。

(6) 監督官庁としての特許庁が、「未受講者の処分までの期間が長過ぎないか」、また、「処分量定が戒告では甘いのではないか」と考えている可能性もあり、更に、「前記2回目の未受講者の処分量定はどうなるのか」などにより、継続研修受講義務を強化する方向での弁理士法改正があり得るかもしれない点を我々としても視野に入れておかなければならない。

5 以上、会員の皆様にお伝えする機会がないため、あえてパテントに書かせて頂きました。是非ご一考下さい。